

消費税率10%への引上げに伴う対応

第1 基本的な考え方

消費税率の引上げに伴い、医療機関、薬局等の仕入れに係る消費税負担が増加することから、診療報酬において、2014年度改定と同様に、基本診療料・調剤基本料に点数を上乗せすることを中心に対応し、補完的に個別項目に上乗せする。

その際、直近の通年実績のNDBデータ等を用いることや、入院料について、病院種別や入院料別ごとの入院料シェアを考慮することにより、消費税率が5%から8%に引き上がった部分も含めた、消費税率5%から10%の部分について、消費税負担に見合う補てん点数となるよう配点を行う。

第2 具体的な内容

1. 医科診療報酬

- (1) 診療所については、初・再診料、有床診療所入院基本料等を引き上げる。
- (2) 病院については、診療所の初・再診料の引上げと同じ点数を病院の初・再診料において引き上げるとともに、残りの財源により入院料等を引き上げる。

【医科診療報酬】（無床診療所関連抜粋）

項目	現行	改定案	
	現行点数	改定後点数	うち消費税 対応分
【初診料】			
初診料	282 点	<u>288 点</u>	<u>18 点</u>
（同一日2科目）	141 点	<u>144 点</u>	<u>9 点</u>
【再診料】			
再診料	72 点	<u>73 点</u>	<u>4 点</u>
（同日）	72 点	<u>73 点</u>	<u>4 点</u>
（同一日2科目）	36 点	<u>37 点</u>	<u>3 点</u>
【オンライン診療料】	70 点	<u>71 点</u>	<u>4 点</u>
【小児科外来診療料】			
1 保険薬局において調剤を受けるために 処方箋を交付する場合			
イ 初診時	572 点	<u>599 点</u>	<u>39 点</u>
ロ 再診時	383 点	<u>406 点</u>	<u>26 点</u>
2 1 以外の場合			
イ 初診時	682 点	<u>716 点</u>	<u>46 点</u>
ロ 再診時	493 点	<u>524 点</u>	<u>34 点</u>
【外来リハビリテーション診療料】			
1 外来リハビリテーション診療料 1	72 点	<u>73 点</u>	<u>4 点</u>
2 外来リハビリテーション診療料 2	109 点	<u>110 点</u>	<u>6 点</u>
【外来放射線照射診療料】	292 点	<u>297 点</u>	<u>17 点</u>
【地域包括診療料】			
1 地域包括診療料 1	1,560 点	<u>1,660 点</u>	<u>103 点</u>
2 地域包括診療料 2	1,503 点	<u>1,600 点</u>	<u>100 点</u>
【認知症地域包括診療料】			
1 認知症地域包括診療料 1	1,580 点	<u>1,681 点</u>	<u>104 点</u>
2 認知症地域包括診療料 2	1,515 点	<u>1,613 点</u>	<u>101 点</u>
【小児かかりつけ診療料】			
1 処方箋を交付する場合			
イ 初診時	602 点	<u>631 点</u>	<u>41 点</u>
ロ 再診時	413 点	<u>438 点</u>	<u>28 点</u>
2 処方箋を交付しない場合			
イ 初診時	712 点	<u>748 点</u>	<u>48 点</u>
ロ 再診時	523 点	<u>556 点</u>	<u>36 点</u>
【在宅患者訪問診療料】			
在宅患者訪問診療料（Ⅰ）			
1 在宅患者訪問診療料 1			
イ 同一建物居住者以外の場合	833 点	<u>888 点</u>	<u>58 点</u>
ロ 同一建物居住者の場合	203 点	<u>213 点</u>	<u>13 点</u>
2 在宅患者訪問診療料 2			
イ 同一建物居住者以外の場合	830 点	<u>884 点</u>	<u>57 点</u>
ロ 同一建物居住者の場合	178 点	<u>187 点</u>	<u>12 点</u>
在宅患者訪問診療料（Ⅱ）	144 点	<u>150 点</u>	<u>9 点</u>

※ 改定案の「うち消費税対応分」は、消費税率5%から10%への引き上げに対応する点数を示している。

3. 調剤報酬

- (1) 調剤基本料等を引き上げる。
- (2) 一包化加算及び無菌製剤処理加算を引き上げる。

【調剤報酬】

項目	現行	改定案	
	現行点数	改定後点数	うち消費税 対応分
【調剤基本料】			
1 調剤基本料 1	41 点	<u>42 点</u>	<u>2 点</u>
2 調剤基本料 2	25 点	<u>26 点</u>	<u>2 点</u>
3 調剤基本料 3			
イ 同一グループの保険薬局による処方箋 受付回数 4 万回を超え40万回以下の場合	20 点	<u>21 点</u>	<u>2 点</u>
ロ 同一グループの保険薬局による処方箋 受付回数40万回を超える場合	15 点	<u>16 点</u>	<u>2 点</u>
特別調剤基本料	10 点	<u>11 点</u>	<u>2 点</u>
【一包化加算】			
イ 42日分以下の場合	32 点	<u>34 点</u>	<u>4 点</u>
ロ 43 日分以上の場合	220 点	<u>240 点</u>	<u>40 点</u>
【無菌製剤処理加算】			
中心静脈栄養法用輸液 (6 歳未満の場合)	67 点 135 点	<u>69 点</u> <u>137 点</u>	<u>12 点</u> <u>22 点</u>
抗悪性腫瘍剤 (6 歳未満の場合)	77 点 145 点	<u>79 点</u> <u>147 点</u>	<u>12 点</u> <u>22 点</u>
麻薬 (6 歳未満の場合)	67 点 135 点	<u>69 点</u> <u>137 点</u>	<u>12 点</u> <u>22 点</u>
【かかりつけ薬剤師包括管理料】	280 点	<u>281 点</u>	<u>2 点</u>

※ 改定案の「うち消費税対応分」は、消費税率5%から10%への引き上げに対応する点数を示している。